

国立大学法人千葉大学中期計画

平成16年6月3日

文部科学大臣認可

変更 平成17年2月1日

平成17年3月31日

平成18年3月31日

平成19年3月30日

平成20年3月31日

平成21年3月30日

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(各年度の学生収容定員は別表のとおり)

① 学部教育の成果に関する目標を達成するための措置

○普遍教育（教養教育）の充実に関する具体的方策

◆ 学習・研究活動に必要なとなる基礎的・共通的技能及び知識の修得を図るとともに、社会の成員として備えるべき一般的素養・見識、総合的判断力、課題探求能力及び問題解決能力を養成するため、各学部・学科等に固有の教育との連携に配慮しつつ、全学協力の下、下記の措置により、共通基礎科目並びに普遍科目を一層充実させる。

- ・ 外国語教育においては、英語教育を重視し、コミュニケーション能力及び専門分野における運用・発信能力を効率的・効果的に育成する。このため、本学が推進してきたコンピュータの活用等による学習体制を一層整備するとともに、学生の英語学習に対するモチベーションを高め、学習時間数を増加させる。
- ・ 外国語学習意欲の増進及び学習効果向上のため、大学間協定の見直し等により、海外研修コースを拡充し、参加者の増加を図る。
- ・ 情報の収集、加工・編集、提示等に必要な技術の修得を図るとともに、情報化社会に対する責任能力を育成するため、情報倫理に関する教育内容を充実させる。
- ・ 健康の保持・増進のための基本的な知識・習慣の獲得を図るとともに、コミュニケーション能力及び自己管理能力を育成するためのスポーツ・健康科学科目の充実を図る。
- ・ 普遍科目の構成及び各科目の内容を常に見直し、各学部の教育理念を実現する方向で改善を図る。また、カリキュラムの改訂にあたっては倫理教育を重視し、学外機関における体験学習や奉仕活動等に係わる科目を開講する。

○各学部・学科における専門教育の質の向上に関する具体的方策

- ◆ 専門的な知識・洞察力・探求力の育成及び向上のため、各学部は専門科目の構成・内容等の点検に努め、改善を図る。また、学部が目標とする大学院進学率を達成するため、大学院教育との連携を強化し、学問に対する学生の意欲を高める。
- ◆ 専門教育の高度化・複雑化に対応して、専門科目を学ぶための基礎となる専門基礎科目のカリキュラム内容を定期的に見直すとともに、基礎学力に応じたクラス編成等による教育効果についての検証・改善を図る。

○学部教育の成果を検証するための具体的方策

- ◆ 各種の国家試験、資格試験及び教員採用試験等の目標合格率達成のため、当該試験の結果を分析し、教育内容・方法等を改善する。
- ◆ 各学部は、標準修業年限内での学位取得率の向上を図る一方、学力の質を確保するため、GPAを活用し、単位の実質化に努める。
- ◆ 外国語教育の成果を検証するため、国際教育開発センターは、外部試験（TOEFL、TOEIC、TOEIC - IP 等）の全学的基準を設定する。各学部はこれを活用し、学習到達目標の達成に努める。

② 大学院教育の成果に関する目標を達成するための措置

○大学院教育の充実に関する具体的方策

- ◆ 修士課程（博士前期課程）： 各研究科（学府）は、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの目的があることに配慮しつつ、時代の動向を適確に捉えたカリキュラム等を検討し、それぞれが目標とする修了者の進路別割合の達成を図る。
- ◆ 博士課程（博士後期課程）： 各研究科（学府）の特性に応じ、外部資金の積極的受け入れ等による院生独自の研究費の充実、大型機器の共同利用システムの整備等、大学院生が独自性を発揮して研究に取り組むことのできる体制を構築する。さらに、大学院生の研究成果に基づく特許取得数を増加させる。
- ◆ 社会の複雑化に対応し、文理融合的知識の修得及び効率的な複数学位の取得に関するシステムの構築を検討する。
- ◆ 国際的に研究成果を発信できる人材を養成するため、各研究科（学府）は、それぞれの目標に即した、英語による授業開講数を増加させる。

○大学院教育の成果を検証するための具体的方策

- ◆ 国際レベルの教育研究成果の指標として、大学院生の在学中の海外研修、国際研究会等への参加及び国際学術雑誌への論文投稿数の増加を図る。
- ◆ 各研究科（学府）は、修了者の進路を把握・分析し、その結果を活かした進路指導を行うことにより、専門知識を必要とする大学・研究所・企業等への就職率の向上に努める。
- ◆ 各研究科（学府）は、特定分野の専門的知識のみならず、幅広い知識及び問題解決能

力等を早期に修得した者に対し、早期修了制度を適切に運用する。また、その実施の経緯・実績、学部早期卒業との関連、判定基準等を点検し、運用方法を改善する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 学部教育の内容等に関する目標を達成するための措置

○求める学生像や学生募集方法・入試のあり方（アドミッション・ポリシー）を明確にするための具体的方策

- ◆ 各学部のアドミッション・ポリシーの前提となる全学の学生受入れ方針を確立し、周知を図る。
- ◆ 各学部・学科のアドミッション・ポリシーを入学志願者に理解しやすい形で十分に伝えるため、案内冊子、学生募集要項、ホームページ等による広報内容を充実させる。また、学内外における大学説明会等の効果を検証し、内容及び実施方法を改善する。

○アドミッション・ポリシーに従った入学者選抜方法の検討・導入に関する具体的方策

- ◆ 各学部は、一般選抜の他、その特性に応じたAO・推薦入学、飛び入学、社会人・帰国子女の受入れ、3年次編入学等の実施を検討し、新たな選抜方法の導入及び改善を行う。
- ◆ 各学部は、入学志願者数の動向や社会的要請等の分析に基づき、入学定員を検証し、それぞれの教育目標の実現に向け、柔軟に対処する。
- ◆ 入学後に学生が進路志望を変更する可能性に配慮し、転部・転科制度を学生の学習意欲を尊重する方向で拡充するため、これまでの実績及び全学的運用方針の再検討を行う。

○高等学校との緊密な連携及び飛び入学に関する具体的方策

- ◆ 高大連携の協定及びこれに基づく高校生の大学授業聴講制度に関する点検を実施し、実施方法・講義内容等の改善により、高校生の学習効果及び満足度を向上させる。また、高等学校への教員の派遣、高等学校長との協議会等の内容の充実と有効活用策を検討し、相互利益に立脚しつつ、高等学校との連携体制を一層強化する。
- ◆ 物理学分野・応用物理学分野に加え、平成16年度から人間科学分野にも導入した「飛び入学」制度に、常に検討を加え、一層充実させる。

○教育目的・目標に即した体系的な授業内容を提供するための具体的方策

- ◆ 各学部は、当該学部の教育における普遍教育の位置付けを明確にし、専門教育と普遍教育との連携を重視したカリキュラム編成を行う。
- ◆ シラバスの作成にあたっては、各学部の学習到達目標が明らかになるよう改訂し、ホームページで公開する。また、学生の意見を聴取して一層の改善を図る。
- ◆ 国際的技術者養成の時代的要請に応えるべく、関連学部の目標に応じ、J A B E E（日

本技術者教育認定機構) プログラムに適合するカリキュラム編成を拡充する。

○教育課程や授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等を行うための具体的方策

- ◆ 少人数教育を重視し、学問への興味の喚起及び動機付けのための「導入ゼミ」等を一層充実させるとともに、専門教育においても授業の特性に応じた多様な少人数教育を実施する。
- ◆ 全ての教員を対象として、各分野におけるモデル講義等のFD (ファカルティ・ディベロップメント) を効果的に実施し、授業方法等を改善する。
- ◆ 学習内容の十分な理解を図るため、各学部(学科)は、履修科目登録の上限設定の導入等を検討する。また、導入済みの学部(学科)においては、学生の評価を含む点検を実施し、改善を図る。
- ◆ キャンパス間及び学部間に等質の教育サービスを提供するため、教育用デジタルコンテンツの開発を推進するとともに、それらの教育効果等を検証しつつ、情報基盤を活用した授業科目への利用を増加させる。

○適切な成績評価等を実施するための具体的方策

- ◆ 各授業科目の特性に応じて、期末テスト、中間小テスト、レポート、プレゼンテーション、出席状況及び外部試験などを多角的に組み合わせた成績評価を実施するとともに、各学部で成績評価方法に関する検討を行い、改善を図る。
- ◆ 学習の質を示す指標として全学的に導入したGPA制度を、各学部の方針に基づき有効に活用する。
- ◆ 各学部は、学生自身による学習到達度評価に関する適切な方法を検討し、その導入に努める。
- ◆ 学生の学習意欲を高めるため、各学部・研究科(学府)における表彰及び学長特別表彰等の顕彰制度を効果的に運用する。

② 大学院教育の内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーを明確に示すための具体的方策

- ◆ 各研究科(学府)は、案内冊子、学生募集要項、ホームページ等を有効活用し、広報活動を一層活性化するとともに、事前の研究室訪問を奨励し、教育研究方針に相応しい学生の受入れを図る。

○多様な入学者選抜方法を検討・導入するための具体的方策

- ◆ 各研究科(学府)は、入学時の定員充足率、修了時の教育研究の到達度及び修了後の進路、社会的要請等の総合的な分析を踏まえて入学定員を検証し、教育目標の実現に適した定員を確保するとともに、入学者選抜方法の多様化を検討し、可能なものから導入する。

○留学生及び社会人を積極的に受け入れるための具体的方策

- ◆ 国際教育開発センターが策定する留学生受入れ方針に基づき、各研究科（学府）の目標に応じて留学生比率を向上させる。
- ◆ 各研究科（学府）の目標に応じて社会人学生比率を向上させるため、関連企業における説明会等の広報活動を積極的に行うとともに、ブラッシュアップ教育プログラム等の実施を検討する。

○進路の多様化に配慮したカリキュラム編成及び弾力的な履修を実現するための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、専攻領域に偏らない幅広い知識の修得を図るため、専攻領域以外からも受講できる科目数を増加させ、バランスよく履修できるカリキュラムを設定する。
- ◆ 各研究科（学府）は、修士課程（博士前期課程）修了後の希望進路に配慮した教育カリキュラムを整備する。また、社会人を含む多様な学生に配慮し、履修年限や論文提出期限等について柔軟に対応する。

○独創的、先端的研究の成果を反映させた教育を実施するための具体的方策

- ◆ 大学院担当教員を対象にFD研修を実施し、研究指導方法を改善することにより、大学院生の研究意欲の増進を図る。
- ◆ 飛び入学制度で入学した学生を含む優れた学生の独創性を伸ばす新しいタイプの大学院教育を検討する。

○適切な成績評価等を実施するための具体的方策

- ◆ 各研究科（学府）は、学位論文審査の公開性・客観性の進展を図るため、未発表データ等の保護に十分に配慮しつつ、外部審査委員の参画等を推進する。また、審査基準を見直して、その明確化に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教育の実施・支援体制の整備に関する具体的方策

- ◆ 学際的、総合的研究の進展に対応し、既存の学問分野の枠を超えた学際的な教育体制を整備するため、部局間の調整システムとその運用方法を検討する。
- ◆ 各部局は、効果的な教育支援を行うため、専任教員の授業担当状況、非常勤講師への依存率、TAの活用状況等を調査し、適切な教育支援措置を講ずる。
- ◆ 普遍教育等に係る全学運営体制の充実を図るため、全学部が連携・協力して普遍教育のあり方を見直し、改善策を検討する。

○教育環境の整備・充実に関する具体的方策

- ◆ 教育研究環境等の充実に資するため、学長が学生の意見を直接聴取するための懇談会を定期的で開催し、学生の要望を取り入れた改善を行う。また、各学部・研究科（学府）においても、学部長等が学生の意見を聴取する機会を設ける。
- ◆ 各研究科（学府）は、大学院生の教育研究環境についての改善目標を策定し、自習室・実験室等の確保をはじめ、所要の整備を行う。
- ◆ マルチメディア時代に対応した教育を実施するため、講義室、ゼミ室等に情報コンセント等を整備する。

○図書館機能の高度化とデジタル・キャンパス化を推進するための具体的方策

- ◆ 附属図書館は、自ら策定する方針に基づき、以下の措置を講ずる。
 - ・ 学習上必要な学術資料の質・量を一層充実させるとともに、利用環境を整備する。
 - ・ カリキュラムに即し、授業に密着した情報提供機能（ガイダンス等）の強化策を検討し、実施する。
 - ・ 自主的学習を支援するため、必要な座席数を整備するとともに、24時間体制の検討を含め、開館時間の延長を図る。
 - ・ 各分野の専門的資料、各種電子コンテンツ（データベース・電子ジャーナル・電子ブック等）を充実させるとともに、電算機導入以前の図書目録情報の完全電子化を推進する。
- ◆ 学生の情報基盤利用環境を、利用形態、管理・運用面から検討するとともに、オンラインで行える手続等を増やして利便性を向上させ、積極的な活用により、学生への情報伝達等を円滑・迅速に行う。

○教育評価の実施及び評価結果を教育の質の向上・改善に結びつけるための具体的方策

- ◆ 各学部・研究科（学府）は、中期計画において自ら設定した目標値の達成に向け、適切な自己点検・評価を実施するとともに、必要に応じ、教員の相互評価、学生の授業評価及び卒業生の就職先へのアンケート調査等を適切に実施する。また、学内評価委員会及び認証評価機関による評価結果を有効に活用する。
- ◆ 学内評価委員会は、教育評価の実効性を高めるため、教育従事時間数や授業方法等を含む点検項目を整備し、これを活用した評価を実施する。
- ◆ 大学全体としての教職員の教育力を高めるため、効果的な研修内容を検討し、教職員の初期研修、FD等各種研修を計画的に実施する。また、教職員の受講率向上を図る。
- ◆ 教育に対するモチベーションを高めるため、ベストティーチャー賞等の教職員顕彰制度を拡充し、有効に運用する。

○教育面における他機関との連携を強化するための具体的方策

- ◆ 単位互換等による教育交流を推進し、交流機関数及び交流学生数の増加を図る。

- ◆ 放送大学、国立歴史民俗博物館、アジア経済研究所、かずさDNA研究所、放射線医学総合研究所、産業技術総合研究所、理化学研究所等との交流を一層深め、各研究科（学府）の実情に応じて連携講座制度を活用し、共同教育を推進する。

○全国共同教育を推進するための具体的方策

- ◆ 医学部・薬学部は、医学・薬学教育の質を高めるため、教育実践を踏まえ、全国的な医学・薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定・活用及び臨床実習開始前の大学間共用試験システムの構築等を積極的に推進する。また、定期的な点検を実施し、継続的に改善する。
- ◆ 看護学部附属看護実践研究指導センターは、全国共同利用施設として看護師等の継続教育及び看護学教員のFD支援を充実させるため、より効果的な研修内容及び実施方法等を検討し、改善する。

○学内共同教育を推進するための具体的方策

- ◆ 進展する情報化社会に対応した先進的情報教育を推進するため、全学の情報教育実施体制を整備するとともに、施設設備の充実に関する計画に基づき、必要な情報基盤を整備する。
- ◆ 国際教育開発センターは、策定した国際交流活動に関する計画に基づき、外国語教育・留学生教育を充実させる。
- ◆ 先進科学プログラム（飛び入学による教育課程）実施学部は、先進科学教育センター及び関連学部等と連携協力するとともに、全学の意見を聴取しつつ、教育の質の向上を図る。

○学部・研究科等の教育実施体制等の整備・充実に関する特記事項

- ◆ 社会文化科学研究科の区分制大学院への移行により、教育学研究科を含む社会文化科学系修士課程を再構築する。また、本学が参加している東京学芸大学連合学校教育学研究科の改組も視野に入れ、後期課程を整備・充実し、学術研究拠点の形成を図る。
- ◆ 法科大学院の設置に伴い、既設の研究科及び学部を再編するとともに、所要の施設・資料等を整備する。
- ◆ 医学薬学府の修士課程に医学系の専攻(医科学専攻(仮称))の増設を図る。
- ◆ 自然科学研究科博士前期課程にメディカルシステム工学専攻（仮称）の増設を図る。
- ◆ 博士後期課程における先端領域の基盤となる、複合的・文理融合的な修士課程（博士前期課程）の整備を検討する。
- ◆ 薬学教育の年限延長に伴い、医療薬学に関する実践教育実施体制を整備する。
- ◆ 実践的教育研究の場として、看護学部附属看護実践研究指導センターの機能充実と改組を図る。
- ◆ ものづくり技術に関する実践的教育研究の場として、工学部附属創造工学センターの機能を充実させる。

- ◆ 大学院及び「環境健康都市園芸フィールド科学教育研究センター」との連携による教育研究を推進するため、園芸学部改組を検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生生活空間を確保するための具体的方策

- ◆ 施設設備の充実に関する計画の一環として、自主的学習、情報交換、親睦及び課外活動の場として学生が利用できるスペースを増設するとともに、体育施設や居住性に配慮した学生寮の整備等を検討し、可能なものから実現を図る。
- ◆ 室内環境・設備、情報基盤等のアメニティーの向上に資するため、利用者による評価を実施し、評価結果を整備計画に反映させる。

○多様な学生のニーズへの配慮に関する具体的方策

- ◆ 社会人の修学を支援するため、各学部・研究科（学府）の実情に応じ、開講時間帯等の見直し、事務手続きの利便性の向上等を検討し、可能なものから実現を図る。
- ◆ 留学生等の修学に配慮して、英文版学生募集要項を作成するとともに、各学部・研究科（学府）の実情に応じて、英文シラバスの発行を検討する。
- ◆ 「（財）母と学生の会」等地域のボランティア団体との情報・意見交換の機会を確保して連携を一層緊密にし、留学生の生活支援を充実させる。
- ◆ 身体上の障害がある学生に対し、支援者の確保、施設・機器の整備等、個々の状況に応じた学習支援措置を検討し、対象学生による評価結果を活かした改善を図る。

○学習支援を効果的に行うための具体的方策

- ◆ 少人数担任制の実施、学年担当教員等の配置、オフィス・アワー（面接・相談時間）の設置等、各学部・研究科（学府）の実情に応じた学習支援体制の強化目標を設定し、その達成を図る。
- ◆ TA制度を有効に活用し、きめ細かな学習支援を実現する。

○学生の心身の健康や生活に関する相談体制を整備するための具体的方策

- ◆ 学生支援室、学生相談員、総合安全衛生管理機構、グランドフェロー（本学に多年勤務し退職した教職員）制度等の全学的相談体制及びチューター・学年顧問等の学部独自の相談体制の連携を図るシステム及びその運用方法を検討し、学生の修学・進路・生活及び心身の健康等にわたる相談支援を一体的に行うとともに、本学3キャンパスにおける学生相談サービスの均質化を図る。

○学生生活支援の充実に関する具体的方策

- ◆ 学生に対するアンケートや意見聴取を通じて、学生生活の実態や意向を把握し、学生生活支援の充実に反映させる。

- ◆ 各種の育英奨学金制度の活用を支援するとともに、外部資金導入等による財源を奨学金として活用するシステムを構築する。
- ◆ 施設設備の充実に関する計画の一環として、課外活動施設の増設・改修を検討し、学生の意向を把握のうえ、可能なものから実現を図る。
- ◆ ボランティア活動等の特長ある活動に対する学長表彰制度の運用を拡充する。
- ◆ 国際教育開発センターは、在学中により多くの学生が海外研修等を体験できるよう、多様な海外派遣を実施するとともに、参加学生への支援を行う。

○学業と実践との調和ある教育に関する具体的方策

- ◆ 望ましい職業観・勤労観を育成するため、インターンシップ等による実践教育を推進し、派遣機関数及び参加学生数の増加を図る。

○就職相談、就職指導等の支援を推進するための具体的方策

- ◆ 全学の就職指導情報室の活用及び各学部・研究科（学府）の就職相談体制を強化し、学生への就職関連情報の提供の充実を図り、利用学生数を増加させ、就職率向上につなげる。
- ◆ 学生の主体的な進路選択を支援するため、就職ガイダンス、就職相談、就職試験対策等の内容を充実させるとともに、実施回数及び参加学生数の増加に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ◆ 「21世紀COEプログラム」に採択された研究を積極的に推進する。
- ◆ 大学院の研究環境を整備し、博士課程（博士後期課程）における大学院生の国際的研究を推進する。
- ◆ 基礎科学を充実させるとともに、総合大学としての特徴を活かした学際的な研究の発展を図る。
- ◆ 先端的かつユニークな専門研究分野において、世界的な視野で国内外の研究機関と幅広く連携し、活発なプロジェクト研究を展開する。

○大学として重点的に研究拠点形成に取り組む領域

- ◆ バイオサイエンス、ナノテクノロジー、情報通信及び環境の分野で、国際レベルの最先端研究の成果を発信する。
- ◆ 環境と調和し持続的発展が可能な社会の実現に向け、従来の研究分野の枠にとらわれない学際的かつ先端的複合研究を積極的に推進する。
- ◆ 地域における「知の拠点」として、千葉圏域に立脚した総合的地域研究を推進する。

- ◆ 文理融合型の新分野創成に向けた研究、重点的課題研究、萌芽的基盤研究及び時宜にかなった特色ある研究を、大学全体として支援し、積極的に推進する。

○研究の成果を社会還元するための具体的方策

- ◆ 学内及び千葉圏域における研究集会開催数を増加させ、地域における学術の振興に資する。
- ◆ 平成16年度に立ち上げた知的財産本部を中心として、情報発信、コンサルティング、オープンリサーチ活動及び特許取得等の計画的拡充を図るとともに、インキュベーションセンターの設置計画、大学発ベンチャーの育成等を含め、産官学連携による研究活動を総括的に推進する体制を確立する。
- ◆ バイオテロ対策研究等を推進し、地域関連機関・組織等と連携した危機管理対策ネットワークを構築し、緊急時の社会の要請に応え得る体制の確立に積極的に協力する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○柔軟な研究組織の組換えを可能とするための具体的方策

- ◆ COEを始めとする尖鋭化した拠点研究組織の編成に対応し、研究者の重点配置を可能とするため、部局を越えたプロジェクト研究を調整・支援するシステムとその運用方法を検討し、研究者の積極的な交流を図るとともに、各部局においては、これに対応する仕組みを検討する。

○研究環境の整備及び研究支援に関する具体的方策

- ◆ 各部局は、技術職員・RA（リサーチ・アシスタント）等、研究支援のための人材を確保するとともに、職務の明確化及び適正配置に努め、全学的研究レベルの向上に資する。
- ◆ 学長裁量経費及び部局長裁量経費のシステムを合理的に活用した柔軟な資金配分により、研究支援を充実させる。
- ◆ 獲得した競争的資金の一部、それに伴う間接経費及び効率化により捻出した管理経費等については、全学的視点からの検討を踏まえて効果的な配分を行い、大学全体の研究環境を向上させる。
- ◆ プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保し、有効活用する。
- ◆ 大学院生・留学生・研究生等の利用にも配慮した研究者の交流及びリフレッシュのためのスペースのあり方を検討し、検討結果を反映した整備を図る。
- ◆ 大型（高額）研究機器の全学的共同利用体制を確立し、共同利用を推進する。

○研究評価の実施及び評価結果を研究の質の向上に活用するための具体的方策

- ◆ 学内評価委員会は、論文発表数、インパクトファクター、サイテーションインデック

ス、招待講演数、海外共同研究数、受賞件数等、各研究分野の特質に適した研究成果の指標を検討し、各部局はこれを活用して、自己点検・評価の実効性を高め、研究水準の向上を図る。

○全国共同研究を推進するための具体的方策

- ◆ 全国共同利用施設である真菌医学研究センターは、病原微生物のナショナルバイオリソースセンターの機能を持つ全国的かつ国際的な中核機関として、真菌感染症に関する研究を推進するとともに、真菌バイオテロ対策の基礎研究に取り組む。
- ◆ 環境リモートセンシング研究センターは、人工衛星データ等のデータセンターとしての体制を整備するとともに、全国共同利用施設として、蓄積したデータを活用して国内外の研究機関との共同研究を積極的に実施する。
- ◆ 心神喪失者等医療観察法案の成立に伴い、精神医学領域の診療・治療・社会復帰体制及び関連領域の人材育成を目的とする全国共同利用施設として、社会精神医学教育研究センター（仮称）を設置するため、関連部局間及び外部関連機関等との連携体制を整備する。

○本学の研究資源を融合した学際的共同研究を推進するための具体的方策

- ◆ 21世紀COEプログラムに採択された研究拠点の充実発展と次期拠点の育成を図り、千葉大学に固有かつ特徴のある共同研究を展開するため、継続的な支援体制を整備し、研究発表会の開催、学長裁量経費等を活用した重点的支援等を実施する。
- ◆ 環境健康都市園芸フィールド科学教育研究センターにおいて、周辺地域と連携しつつ、都市環境園芸、健康・福祉・介護、東洋医学に基づく治療及び創薬等に関する研究・開発・教育プログラムを推進する。
- ◆ フロンティアメディカル工学研究開発センターにおいて、医療の現場に直結する医工学関連の共同研究を推進し、製品化を図る。

○研究支援施設等の整備充実に関する特記事項

- ◆ 既存の学内共同利用施設の人材並びに施設、設備、機器等を、学術研究の動向に即した方向で有機的に統合し、活力ある研究支援体制を整備する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○教育面における地域社会との連携・協力に関する具体的方策

- ◆ 千葉県・千葉市教育委員会等と連携し、各種の研修等の企画・実施に協力する。
- ◆ 附属図書館と公立図書館等関係機関との連携を図り、市民の生涯学習支援を充実させる。

- ◆ 公開講座・高校生対象教育プログラム・施設開放等の実施状況を見直し、改善を図る。
- ◆ サテライトキャンパスにおけるビジネスセミナーの開催や地域における遠隔教育システム等を検討し、学外における高度職業人教育を充実させる。

○研究面における地域社会との連携・協力に関する具体的方策

- ◆ 千葉県・千葉市及び附属施設が所在する地域の地方公共団体等と連携し、地域産業の振興を支援するプロジェクトを推進する。
- ◆ 科学技術の交流に限らず、文化的側面も含めた研究成果を社会に還元し、地域貢献に努める。
- ◆ 各部局の特色を生かし、学際的連携に基づく、地域貢献のための研究プロジェクトを発足させる。
- ◆ 教職員及び学生による、NPO等の活動及び地域社会貢献に係わる諸活動の実態を把握し、大学としての適切な支援策を検討する。

○医療面における地域社会との連携・協力に関する具体的方策

- ◆ 千葉県・千葉市等と連携協力し、地域における保健・医療・福祉サービスの質の向上を図るため、関連部局の目標に応じた活動を推進する。

○活発な国際交流を展開するための具体的方策

- ◆ 国際交流活動に関する中期計画の円滑な実施を図るため、国際教育開発センターを中心とする全学的な推進体制を整備し、積極的な国際交流を行う。
- ◆ 国際交流協定に関しては、教育研究に関する戦略的観点から協定内容を見直すとともに、新たな大学間協定を締結する。また、各部局の目標に応じて、部局間協定の見直し及び締結を行う。
- ◆ 国際広報活動に関しては、英文ホームページの更新頻度を高め、インターネットを活用し、国際的認知度の向上を図るとともに、留学生フェア等における効果的なプレゼンテーションの工夫・改善を行い、海外での情報提供活動を充実させる。
- ◆ 国際的な人的ネットワーク確立のため、校友会等による帰国後の留学生への連絡強化及びフォローアップの方策を検討し、ネットワーク構築の実現及びこれを活用した国際広報活動を展開する。
- ◆ 国や財団法人等による国際交流支援事業を有効に活用するため、学内向けホームページを利用した各種募集事業の情報提供を一層迅速に行うことにより、採択件数の増加につなげる。

○高等教育の拠点としての国際的責任を果たすための具体的方策

- ◆ 海外の大学との教育交流推進のため、国際的に通用するカリキュラムや成績評価制度の整備及び単位認定制度の改善を図り、受入れ留学生数並びに海外留学・研修に参加する日本人学生数の増加につなげる。

- ◆ 留学生の受入れ方針を策定し、全学の連携体制を強化し、より多くの優秀な留学生を受け入れるとともに、本学の3キャンパスにおける学習・生活・健康管理等のサービス水準の向上並びに均質化を図る。
- ◆ 日本人学生と留学生が相互に文化理解を深めるため、国際交流科目の開講数並びに各授業における日本人学生の受講割合を増加させ、より豊かなコミュニケーションの場とする。また、学生の授業評価を活かし、内容を改善する。

○学術研究の拠点としての国際的責任を果たすための具体的方策

- ◆ 海外からの研究者受入れのための資金、宿泊施設等の充実計画を策定し、国際共同研究の実施件数の増加と質の向上につなげる。
- ◆ 協定校との交流を中心とした国際的ネットワークを有効に機能させ、国際学術集会及び国際シンポジウム等を積極的に開催するとともに、学内外の諸制度を有効活用して財政的支援を行い、教育研究の質の向上に資する。
- ◆ 海外国際学会での教員及び大学院生の研究発表等を推奨し、経済的支援を継続して実施する。

○国際協力に関する具体的方策

- ◆ 国際協力を推進するため、独立行政法人国際協力機構等各種の団体からの支援を積極的に活用し、外国人受託研修員の受入れ数を増加させるとともに、本学の研究者を開発途上国へ積極的に派遣する。
- ◆ 教員養成を中心とした国際的な協力体制を強化し、開発途上国に対する教育支援事業を実施する。
- ◆ 工学部を中核として、アジア諸国の教育研究・産業・行政等に係わる諸機関と連携し、国際相互協力を図る組織体制を整備する。

○地域の国際性の向上に貢献するための具体的方策

- ◆ 「千葉県留学生交流推進会議」事務局として、その責務を十分に果たすとともに、千葉県における留学生交流推進の中心的存在として近隣自治体との連携を強化し、留学生に関する生活及び適応への支援を充実させる。
- ◆ 小・中・高等学校・生涯学習・職員研修等における異文化紹介等、地域の国際交流プログラムへの留学生派遣事業を推進し、派遣留学生数の増加並びに交流内容の充実に努める。
- ◆ 地域における国際理解を高めるため、市民の協力を得て、ホームステイ・ホームビジット等の活動を拡充し、参加留学生数の増加を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○専門的かつ質の高い患者本位の安全な医療を提供するための具体的方策

- ◆ 診療科、中央診療施設等を再編・統合するとともに、情報システムの活用等により合理的、効率的な診療体制を構築することにより、患者の待ち時間の短縮を図る。
- ◆ 新病棟の建設等により、アメニティーの充実、患者の満足度の向上を図る。
- ◆ 医療安全、危機管理及び感染防止に関し、安全管理室等の充実及び設備等の整備を図り、引き続き事故等の発生防止に努める。
- ◆ 院内の医療安全に資するため、医師、看護師、薬剤師等に対する医療安全教育プログラムを確立するとともに、計画的に実施し、迅速・適切な対応を徹底する。

○地域医療の充実・向上に貢献するための具体的方策

- ◆ 地域医療連携室と医療福祉部を統合し、受診から退院後にわたる地域との緊密な連携システムを構築するとともに、電子カルテを活用し、地域医療機関との診療情報の共有化を進める。

○機動的な管理運営体制の実現に関する具体的方策

- ◆ 附属病院の位置付け並びに病院長の任期の見直し及び専任化について、実施時期を含めて検討する。
- ◆ 病院長の裁量による病院職員の臨機応変な配置を可能にするためのシステムを検討し、実現を図る。

○増収及び支出抑制を目指した総合的な経営戦略に関する具体的方策

- ◆ 中期目標期間中に病床稼働率を 90%以上及び患者紹介率を 60%以上に向上させるとともに、平均在院日数を 21 日以内及び診療報酬査定率を 0.7%以下に縮減し、診療収入の増加を図る。
- ◆ 適時、適切な経営分析を行い、その分析結果を踏まえた経営の改善を図る。

○良質な医療人を養成するための具体的方策

- ◆ 医師、歯科医師の臨床研修及び専門研修の内容を充実させるとともに、修了時の到達度を検証し、改善に努める。
- ◆ 臨床教授制度の運用の見直し・改善により、有効な活用を図り、医療技術の向上につなげる。
- ◆ 看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師等の教育研修の内容を充実させるとともに、計画的に実施し、対象職員の受講率を向上させる。

○先進医療の開発と疾病の予防に関する研究を推進するための具体的方策

- ◆ 疾病の予防法と予防薬の開発を推進するとともに、高度先進医療の承認件数を増加させる。
- ◆ 治験管理・支援体制を拡充し、新薬等の開発を推進する。

○学内外機関との共同研究等を推進するための具体的方策

- ◆ 21世紀COEプログラムに採択された研究拠点を充実・発展させるとともに、次期COEの獲得につながる研究拠点の育成に努める。
- ◆ 他学部等との連携を強化するとともに、放射線医学総合研究所、千葉県がんセンター等との共同研究等の拡充を図り、実施件数を増やす。
- ◆ 臨床研究を積極的に推進し、科学研究費補助金等の外部資金を増加させる。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○研究開発校としての役割を果たすための具体的方策

- ◆ 附属学校にカリキュラム開発と学習指導法開発の実践及び研究を支援する拠点を形成するとともに、附属学校及び附属教育実践総合センターの教員と大学教員（他学部教員を含む）とが連携・協力して附属学校の教育研究に参加できる体制を整え、積極的に研究開発に取り組む。
- ◆ 附属小・中学校の児童・生徒数を近隣の公立学校等の現状に照らして見直すとともに、多様な児童・生徒の入学を促進するため、入学者選抜方法を改善する。
- ◆ 幼稚園・小学校・中学校間における内部進学の適正化のための継続的な調査研究に基づき、連携教育を推進するとともに、園児・児童・生徒の実態に即したカリキュラムの改良及び教育環境の改善を推進し、研究開発校として相応しい基盤整備を行う。

○教員養成の質の向上に関する具体的方策

- ◆ 実習のあり方を再点検し、その結果に基づき、学部学生の教育実習及び教育学研究科学生の研究的な実習のより効果的な実施及び指導に努め、学部・大学院教育の充実に資する。

○機動的な学校運営及び安全な教育環境を実現するための具体的方策

- ◆ 学校評議員制度を活用し、外部の意見を採り入れた学校運営を推進する。
- ◆ 学部との連携のあり方について見直し、運営面における教育学部としての一体性を強化する。
- ◆ 防犯カメラの設置、安全管理マニュアル等を整備するとともに、継続的な点検を行い、安全管理体制を確立し、教職員並びに児童・生徒の教育訓練を効果的に実施する。

○公立学校との円滑な人事交流を推進するための具体的方策

- ◆ 千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会との連携を強化し、研究開発体制に対応する方向で人事交流を活性化するとともに、教職員研修の体系的な受講の促進に努め、経験年数に応じた研修受講目標の達成を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○運営組織の円滑な機能に関する具体的方策

- ◆ 学長の職務を直接補佐するため、特定の業務を担当する学長補佐を置き、円滑な管理運営を実現する。
- ◆ 理事・学長補佐の担当業務について、必要に応じて、調査・検討・立案等を支援する横断的かつ機動的な支援チームを編成し、教員と事務職員が一体となって、効率的な運営を行う。
- ◆ 学部等運営の改善と効率化を図るため、各学部等の実情に応じ、教授会の議題の精選、運営会議等の設置・活用等の改善策を講じ、教員の会議出席等に係る時間を短縮する。
- ◆ 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営を行うため、各学部等の実情に応じ、副学部長等を置くなど、管理運営に関する学部長等の補佐並びに任務の分担体制を整備する。
- ◆ 内部監査が有効に機能するための体制を確立するとともに、監査方法等の改善を図りつつ、適正な監査を実施する。

○教職員の迅速な情報の共有化に関する具体的方策

- ◆ 学内情報関連組織を再編統合し、情報の発信・流通を効率的に行う。
- ◆ 迅速な情報伝達を実現するため、学内会議の開催状況、議事概要及び資料等の公開可能なものについて、電子掲示板等を活用した提供を行う。

○効果的な学内資源配分に関する具体的方策

- ◆ 学長のリーダーシップの下に、経営協議会及び教育研究評議会の意見を聴取し、中期目標・中期計画を踏まえた全学的視点から、学長裁量経費等を効果的に活用し、評価システムとの連動を図りつつ、柔軟な配分を行う。
- ◆ 各部局においては、部局長裁量経費の活用方針を策定し、中期目標・中期計画に即した効果的な配分を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の柔軟な再編に関する具体的方策

- ◆ 教育研究の高度化を図るため、部局や学問分野の枠を越えた調整・相互協力を図りつつ、中長期的な視点に立って柔軟な人員配置を行う体制を整備する。
- ◆ 学部・研究科等の教育実施体制及び研究支援施設等の整備・充実に関する中期計画に基づき、組織の改編を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○個性及び能力を活かし得る人事システムの構築に関する具体的方策

- ◆ 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえ、中長期及び各年度の人事計画案を策定し、人事の計画的運用を行う。
- ◆ 各部局における個別の教員選考にあたっては、公募制の徹底を図る。
- ◆ 任期制に関しては、各部局における検討に基づき、可能な分野において導入する。また、その他の分野においては、教員の教育研究等の活動業績を一定期間ごとに再審査して評価する仕組みを検討し、適切に導入する。
- ◆ 教員以外の採用にあたっては、一般的な試験採用以外に、専門知識を有する優秀な人材を確保する独自の選考方法を検討する。

○インセンティブを付与するシステムの導入に関する具体的方策

- ◆ 教育研究等について特に功績のあった教員、または大学の業務の向上に特に貢献した教職員に対し、待遇面でのインセンティブを付与するシステムを構築し、継続的に実施する。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ◆ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○柔軟な事務処理体制を構築するための具体的方策

- ◆ 各部局共通の事務処理を集中し一括処理を進める方向で事務体制を整備するとともに、サービス向上の観点からも改善を図り、機能的な事務組織を確立する。このため、高品質なサービスを低コストで入手できる業務については外部委託を進め、人員を効率的に活用する。
- ◆ 大学院の充実に伴い、事務体制を見直し、必要な人員を配置する。
- ◆ 職員の専門性を向上させるための適切な研修を実施し、大学運営に関する専門能力を有する職員を育成し、有効に配置する。

○業務の簡素化、迅速化に関する具体的方策

- ◆ 各部課において、定型的な事務処理等のマニュアル化を行う。

- ◆ コンピュータ処理及びIT利用による事務処理の簡素化・迅速化を推進する。
- ◆ 全国組織や地区組織を通じた国立大学法人間の連携・協力体制に参画し、効率化が見込まれる業務については、協同による実施を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金等外部資金の増加に関する具体的方策

- ◆ 教育研究を一層充実させるため、科学研究費補助金への積極的な申請を奨励し、採択件数を増加させる。
- ◆ 外部資金の積極的な獲得を図るため、各種研究費の公募状況を適確かつ迅速に教員に周知し、積極的な応募を奨励するとともに、応募・採択等の状況をチェックするシステムを整備し、受入れ金額の増加を図る。
- ◆ 知の有効活用の一環として、知的財産本部を中心に共同研究等の受入れ件数並びに特許取得件数を増加させる。

○収入を伴う事業の実施等による自己収入の増加に関する具体的方策

- ◆ 附属病院の経営内容の正確な把握・分析を踏まえ、総合的な経営戦略を策定し、計画的に実践することにより、一般診療経費及び債務償還経費に見合う収入を確保するとともに、さらなる増収に努める。
- ◆ 語学研修、ビジネスセミナー及び公開講座等の教育研修事業について、適切な受講料を設定し、それぞれの目標に応じた受講者数を確保する。
- ◆ 各部局は、入学者選抜方法等に関する計画に基づき、目標とする志願者数を確保する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する具体的方策

- ◆ 平成17年度から、効率化を求められている事業費に対し、毎年1%の節減を着実に進める。
- ◆ 全学的な人事計画に基づき、人的資源の効率的な配置を行うことにより、人件費の効率化を図る。
- ◆ 省エネ診断を実施し、データを公開するとともに、エネルギー情報を一元的に管理し、全学のエネルギー消費抑制計画を具体的に策定・実行する。
- ◆ 施設等にかかる現行の維持管理業務の内容及び発注方法等の見直し、一元化により、具体的なコスト削減計画を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的な運用管理に関する具体的方策

- ◆ リスクに適確に対応するための監視体制を構築し、資産の適切な運用・管理を行う。
- ◆ 教育研究等に新たに必要となる施設設備等を整備するための財源確保の観点から、本学が有する資産の活用状況を調査し、戦略的に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価システムを充実発展させるための具体的方策

- ◆ 各部局等は、本計画中の該当項目について、年度毎に自己点検・評価を行う。
- ◆ 本計画における目標値の設定及び達成度評価を適確に行うため、平成16年度中に必要項目に関する調査を実施し、中期計画実施前の状況を正確に把握するとともに、適切な目標値を設定する。
- ◆ 学内評価委員会は、大学評価・学位授与機構等の認証評価機関による点検・評価との整合性に配慮した点検項目の整備を行うとともに、教育研究活動評価を推進する。また、大学の活性化、個性化を図るため、大学独自の点検・評価項目を策定する。
- ◆ 認証評価機関等の評価結果を受け、全国的及び全学的視点から、目指すべき適切なレベル及び改善措置を検討して実施部局等に勧告するシステムを構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○教育研究活動の公開性、透明性の確保に関する具体的方策

- ◆ 各部局の活動情報（①入試関連情報、②教育関連情報、③研究活動情報、④部局固有の情報）等をわかりやすく発信するため、データベースの統一規格を策定して整備し、大学のホームページで公開する。
- ◆ 研究者相互の共同研究並びに産官学連携共同研究を推進するため、教員の研究業績等（研究業績、教育業績、社会貢献活動等）の一元管理によるホームページ上での公開を行うとともに、定期的に更新し、アクセス件数の増加を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○良好なキャンパス環境を整備するための具体的方策

- ◆ 施設の狭隘解消、電子図書館機能の充実、情報基盤の拡充、医学部附属病院の療養環境改善等により、教育研究並びに医療環境の充実を促進するため、施設設備の整備計画に基づき、必要な施設整備を図る。
- ◆ 既存施設を活性化し有効に活用するため、老朽施設を中心に改築、改修・整備を図る。
- ◆ 西千葉キャンパスにおける環境マネジメントシステム規格（ISO14001）の平成16年度中の取得を目指し、総合大学として全学的な取り組みを推進するとともに、ISO学生委員会をはじめとする環境に係わる学生の多様な活動を奨励する。また、取得後の内部監査等を含むシステムを確実に運用し、キャンパスの美化及び5%以上の経費節減につなげるとともに、その経験を踏まえ、他のキャンパスにおける取得を検討する。

○施設の有効利用に関する具体的方策

- ◆ 教育研究活動の重要性に配慮しつつ、効率的な施設利用を推進するため、運用中の「施設利用・点検評価システム」により利用実態を評価するとともに、その結果に基づき、施設の有効活用及び重点配分方策を検討し、スペースの再配分を行い、稼働率を向上させる。
- ◆ 講義室等の効率的活用を図るため、「施設利用・点検評価システム」を活用し、教育研究に支障のない範囲で、学生及び学外者への開かれた利用を促進する。
- ◆ 施設の有効活用の一環として、起業を志す在校生・卒業生を対象にベンチャービジネスのためのスペースを貸与するシステムを整備し、適切に運用する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○教育研究の場に相応しい安全衛生管理を実現するための具体的方策

- ◆ 「安全管理マニュアル（仮称）」を作成し、採用時の安全教育及び定期的な再教育の実施により、法令の遵守及び教職員の安全意識の向上に努める。
- ◆ 総合安全衛生管理機構は、環境安全と学生・職員の健康安全を一体化して推進するとともに、各事業場における安全に関する調査・分析の実施を支援し、データの集約及び指導の徹底を図る。
- ◆ 総合安全衛生管理機構の指導による講習等の受講を徹底し、法令に基づく放射線管理及び化学物質等の取り扱いを改善する。
- ◆ 学生・職員が罹患しやすい感染症（インフルエンザ、結核等）の流行状況、新興感染症の発生状況等の情報を定期的に各キャンパスに提供するとともに、それに対処するシステムを整備する。

○安心して学べる場と安全な教育研究環境を提供するための具体的方策

- ◆ 夜間のキャンパス内の巡視時間帯やルート等を再検討し、監視体制を強化して、学生・教職員の事故防止に努める。
- ◆ キャンパスの安全確保を図るため、ＩＣカードによるセキュリティシステム等の導入時期・方法等を検討する。
- ◆ 情報セキュリティを確保するため、千葉大学版「情報セキュリティポリシー」を速やかに策定するとともに、情報システムの監査を定期的実施し、監査結果に基づくシステムの継続的な改善により、不正アクセスやウィルス被害等を防止する。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントのないキャンパスを実現するため、関連の研修及び講演等の機会を増加し、学生・教職員の意識を高め、その防止に努めるとともに、相談員・対策委員会等の解決機能を強化する。

○災害・事故等の緊急事態に対応するネットワークを形成するための具体的方策

- ◆ 災害・事故等に対する危機管理体制を一層強化するため、各キャンパスにおける緊急時の対応策を検討し、地元自治体との協議を踏まえ、実施する。
- ◆ 現在の防災計画を見直し、地域住民の防災拠点としての機能をより充実させるための整備計画を策定する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

46億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究・診療その他の業務の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・医学部附属病院病棟	総額 10,313	施設整備費補助金 (1,997)
・柏団地研究棟改修		船舶建造費補助金 (0)
・小規模改修		長期借入金 (8,316)
・災害復旧工事		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (0)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 大学教員の任期制に関しては、各部局の検討結果に基づき、可能な分野において導入を図り、教育研究の活性化に資する。
- ② 教育研究の高度化を図るため、部局や学問分野の枠を越えた調整・相互協力を図りつつ、中長期的な視野に立って柔軟な人員配置を行う体制を整備する。
- ③ 事務系職員については、業務内容・業務量の変動に対応した柔軟かつ適正な人員配置を図る。
- ④ 職員が自ら目標を設定する「目標設定制度」を導入し、各自の目標を明確にすることにより、責任意識・勤務意欲の向上、自己啓発の促進を図る。
- ⑤ 高度の専門性を有し、積極的に大学運営の企画立案に参画し得る人材の育成を目指す。
- ⑥ 近隣の関係機関との計画的な人事交流により多様な人材の確保を図る。

(2) 人事に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み

1 4 9, 7 7 5 百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	665	684	689	689	689	701	4,117	6,097	10,214

(リース資産)

該当なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した台風22号により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	106,373
施設整備費補助金	1,997
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	10,074
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	147,086
授業料及入学金検定料収入	50,558
附属病院収入	95,479
財産処分収入	0
雑収入	1,049
産学連携等研究収入及寄附金収入等	13,789
長期借入金借入	8,316
計	287,635
支出	
業務費	245,205
教育研究経費	128,530
診療経費	87,317
一般管理費	29,358
施設整備費	10,313
船舶整備費	0
船舶製造費	0
産学連携等研究費及び寄附金事業費等	13,789
長期借入金償還金	18,328
計	287,635

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額149,775百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人千葉大学職員退職手当規程及び国立大学法人千葉大学役員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④ 「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤ 「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥ 「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧ 「附属学校教育研究経費」:附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨ 「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩ 「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑪ 「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑫ 「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑬ 「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑭ 「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。
平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑮ 「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑯ 「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑰ 「附属病院収入」:附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
 (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
 (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
 (4) $G(y) = G(y)$
 (5) $H(y) = H(y)$

- D(y) : 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。
 E(y) : 教育研究診療経費(⑨)、附属施設等経費(⑩)を対象。
 F(y) : 教育等施設基盤経費(④)を対象。
 G(y) : 特別教育研究経費(⑪)を対象。
 H(y) : 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑬)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$
 (2) $J(y) = J(y-1) + K(y)$
 [$K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)$]

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

- I(y) : 一般診療経費(⑭)、債務償還経費(⑮)、附属病院特殊要因経費(⑯)を対象。
 J(y) : 附属病院収入(⑰)、を対象。
 (J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

- (1) $L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$
 (2) $M(y) = M(y)$

- L(y) : 一般管理費(①)を対象。
 M(y) : 特殊要因経費(⑫)を対象。

【 諸 係 数 】

- α (アルファ) : 効率化係数。△ 1 %とする。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
 γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
 λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

- 注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。
なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
- 注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去の収入実績により試算した収入予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。
- 注) 業務費、施設整備費については、16年度の予算を基に試算した支出予算額を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収 支 計 画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	267,772
經常費用	267,772
業務費	251,977
教育研究経費	31,711
診療経費	50,726
受託研究費等	7,489
役員人件費	822
教員人件費	101,863
職員人件費	59,366
一般管理費	3,947
財務費用	2,317
雑損	0
減価償却費	9,531
臨時損失	0
収入の部	269,637
經常収益	269,637
運営費交付金	104,512
授業料収益	41,996
入学金収益	6,450
検定料収益	2,112
附属病院収益	95,479
受託研究等収益	7,489
寄附金収益	5,291
財務収益	0
雑益	1,049
資産見返運営費交付金等戻入	947
資産見返寄附金戻入	504
資産見返物品受贈額戻入	3,808
臨時利益	0
純利益	1,865
総利益	1,865

※ 以下の理由により利益が発生している。

- ① 長期借入金償還金の返済資金として運営費交付金または附属病院収益が収入の部には計上されている。利息相当額については、財務費用として費用の部に計上されているが元本相当額については費用の部に計上されないこと。
- ② 附属病院の承継資産のうち、借入金により取得した建物・工作物・物品の減価償却費相当額については、減価償却費として費用の部には計上されるが、収入の部には計上されないこと。
- ③ 16年度以降附属病院収入により取得予定の資産があり、その取得予定見込額は費用とならないこと、及び当該資産の減価償却費相当額が減価償却費として費用の部には計上されるが、収入の部には計上されないこと。
- ④ 16年度以降長期借入金により取得予定の資産の減価償却費相当額が減価償却費として費用の部には計上されるが、収入の部には計上されないこと。

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	290,104
業務活動による支出	255,043
投資活動による支出	14,264
財務活動による支出	18,328
次期中期目標期間への繰越金	2,469
資金収入	290,104
業務活動による収入	267,248
運営費交付金による収入	106,373
授業料及入学金検定料による収入	50,558
附属病院収入	95,479
受託研究等収入	7,489
寄附金収入	6,300
その他の収入	1,049
投資活動による収入	12,071
施設費による収入	12,071
その他の収入	0
財務活動による収入	8,316
前期中期目標期間よりの繰越金	2,469

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額(2,469百万円)が含まれている。

別表（学部，研究科等）

<p>学部</p>	<p>文学部 教育学部 法経学部 理学部 医学部 薬学部 看護学部 工学部 園芸学部</p>
<p>研究科・研究院・学府</p>	<p>教育学研究科 理学研究科 看護学研究科 工学研究科 園芸学研究科 人文社会科学研究科 融合科学研究科 医学研究院 薬学研究院 医学薬学府 専門法務研究科 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科に参加</p>
<p>附置研究所</p>	

別表（収容定員）

平成16年度	文学部 740人 教育学部 1,820人 （うち教員養成に係る分野 1,620人） 法経学部 1,630人 理学部 840人 医学部 590人 （うち医師養成に係る分野 590人） 薬学部 320人 看護学部 340人 工学部 2,940人 園芸学部 800人
	文学研究科 60人 （うち修士課程 60人） 教育学研究科 158人 （うち修士課程 158人） 社会科学研究科 47人 （うち修士課程 47人） 看護学研究科 95人 〔うち博士前期課程 50人〕 〔 修士課程 18人〕 〔 博士後期課程 27人〕 社会文化科学研究科 36人 （うち後期3年博士課程 36人） 自然科学研究科 1,529人 〔うち博士前期課程 1,148人〕 〔 博士後期課程 381人〕 医学薬学府 665人 〔うち修士課程 134人〕 〔 4年博士課程 492人〕 〔 後期3年博士課程 39人〕 専門法務研究科 50人 （うち専門職学位課程 50人）

平成17年度	文学部 740人 教育学部 1,820人 （うち教員養成に係る分野 1,620人） 法経学部 1,580人 理学部 840人 医学部 590人 （うち医師養成に係る分野 590人） 薬学部 320人 看護学部 340人 工学部 2,910人 園芸学部 800人
	文学研究科 60人 （うち修士課程 60人） 教育学研究科 158人 （うち修士課程 158人） 社会科学研究科 40人 （うち修士課程 40人） 看護学研究科 95人 〔うち博士前期課程 50人〕 〔 修士課程 18人〕 〔 博士後期課程 27人〕 社会文化科学研究科 36人 （うち後期3年博士課程 36人） 自然科学研究科 1,529人 〔うち博士前期課程 1,148人〕 〔 博士後期課程 381人〕 医学薬学府 685人 〔うち修士課程 154人〕 〔 4年博士課程 492人〕 〔 後期3年博士課程 39人〕 専門法務研究科 100人 （うち専門職学位課程 100人）

平成18年度	文学部 740人 教育学部 1,820人 (うち教員養成に係る分野 1,620人) 法経学部 1,530人 理学部 840人 医学部 590人 (うち医師養成に係る分野 590人) 薬学部 320人 看護学部 340人 工学部 2,880人 園芸学部 800人
	教育学研究科 158人 (うち修士課程 158人) 看護学研究科 95人 [うち博士前期課程 50人 修士課程 18人 博士後期課程 27人] 人文社会科学研究科 152人 [うち修士課程 50人 博士前期課程 60人 博士後期課程 18人 後期3年博士課程 24人] 自然科学研究科 1,545人 [うち博士前期課程 1,164人 博士後期課程 381人] 医学薬学府 705人 [うち修士課程 174人 4年博士課程 492人 後期3年博士課程 39人] 専門法務研究科 150人 (うち専門職学位課程 150人)

平成19年度	文学部 740人 教育学部 1,820人 (うち教員養成に係る分野 1,620人) 法経学部 1,480人 理学部 840人 医学部 590人 (うち医師養成に係る分野 590人) 薬学部 320人 看護学部 340人 工学部 2,880人 園芸学部 800人
	教育学研究科 158人 (うち修士課程 158人) 理学研究科 331人 [うち博士前期課程 230人 博士後期課程 101人] 看護学研究科 101人 [うち博士前期課程 50人 修士課程 21人 博士後期課程 30人] 工学研究科 727人 [うち博士前期課程 601人 博士後期課程 126人] 園芸学研究科 272人 [うち博士前期課程 206人 博士後期課程 66人] 人文社会科学研究科 168人 [うち博士前期課程 120人 博士後期課程 36人 後期3年博士課程 12人] 融合科学研究科 286人 [うち博士前期課程 219人 博士後期課程 67人] 医学薬学府 705人 [うち修士課程 174人 4年博士課程 492人 後期3年博士課程 39人] 専門法務研究科 150人 (うち専門職学位課程 150人)

平成20年度	文学部 740人 教育学部 1,820人 (うち教員養成に係る分野 1,635人) 法経学部 1,480人 理学部 840人 医学部 590人 (うち医師養成に係る分野 590人) 薬学部 320人 看護学部 340人 工学部 2,830人 園芸学部 800人
	教育学研究科 158人 (うち修士課程 158人) 理学研究科 322人 [うち博士前期課程 234人] 博士後期課程 88人] 看護学研究科 107人 [うち博士前期課程 50人] 修士課程 24人] 博士後期課程 33人] 工学研究科 778人 [うち博士前期課程 652人] 博士後期課程 126人] 園芸学研究科 270人 [うち博士前期課程 210人] 博士後期課程 60人] 人文社会科学研究科 174人 [うち博士前期課程 120人] 博士後期課程 54人] 融合科学研究科 301人 [うち博士前期課程 236人] 博士後期課程 65人] 医学薬学府 705人 [うち修士課程 174人] 4年博士課程 492人] 後期3年博士課程 39人] 専門法務研究科 150人 (うち専門職学位課程 150人)

平成21年度	文学部 740人 教育学部 1,820人 (うち教員養成に係る分野 1,650人) 法経学部 1,480人 理学部 840人 医学部 600人 (うち医師養成に係る分野 600人) 薬学部 320人 看護学部 340人 工学部 2,780人 園芸学部 800人
	教育学研究科 158人 (うち修士課程 158人) 理学研究科 309人 [うち博士前期課程 234人] 博士後期課程 75人] 看護学研究科 113人 [うち博士前期課程 50人] 修士課程 27人] 博士後期課程 36人] 工学研究科 778人 [うち博士前期課程 652人] 博士後期課程 126人] 園芸学研究科 264人 [うち博士前期課程 210人] 博士後期課程 54人] 人文社会科学研究科 174人 [うち博士前期課程 120人] 博士後期課程 54人] 融合科学研究科 299人 [うち博士前期課程 236人] 博士後期課程 63人] 医学薬学府 705人 [うち修士課程 174人] 4年博士課程 492人] 後期3年博士課程 39人] 専門法務研究科 150人 (うち専門職学位課程 150人)